

資料No.7

国民健康保険システム標準化
第 2 回 検 討 会
(書 面 開 催)

令和 5 年 11 月 20 日

国民健康保険システム標準化検討会開催要綱 新旧対照表

新	旧
第 1 ～第 2 (略)	第 1 ～第 2 (略)
第 3 国民健康保険システム標準化検討会	第 3 国民健康保険システム標準化検討会
1 ～ 3 (略)	1 ～ 3 (略)
4 ワーキングチーム	4 ワーキングチーム
(1) 座長は、必要に応じ、 <u>業務単位等</u> でワーキングチームを開催 することができる。	(1) 座長は、必要に応じ、 <u>国民健康保険システム標準化検討会に</u> <u>ワーキングチームを開催することができる。</u>
(2) ワーキングチームの構成員は、座長が決定する。	(2) ワーキングチームの構成員は、 <u>国民健康保険システム標準化</u> <u>検討会の構成員である自治体職員、関係機関の職員等からの推</u> <u>薦を受け、座長が決定する。</u>
(3) <u>座長は、必要に応じて、当該ワーキングチームの構成員の中</u> <u>から、ワーキングチーム座長を指名することができる。</u>	(新設)
(4) <u>国民健康保険システムのサブユニットである特定健康診査・</u> <u>特定保健指導に係るワーキングチームの開催要綱については、</u> <u>別に定める。</u>	(新設)

資料No.7	国民健康保険システム標準化 第 2 回 検 討 会 (書 面 開 催)
	令和 5 年 11 月 20 日

国民健康保険システム標準化検討会開催要綱 新旧対照表

5 ～ 6 (略)	5 ～ 6 (略)
-----------	-----------